

注意事項

1. ユニホームについて

○ユニホーム（上）は正式申込時にフロントにて指定の T シャツをご購入ください。

※お値段は¥3,350 です。

※ユニホーム（上）の正面にお名前を記載してください

（下のお名前だけで結構です）。

※ユニホーム（下）は指定ではございません。

動きやすいものをご準備ください。

※シューズは不要です。教室は裸足で行います。

下のお名前だけで
結構です。



2. 会員証について

○安全管理のため、入館の際は必ず会員証を表示してください。

※会員証は初回教室時にお渡しいたします。

※お忘れになった場合や、他の付き添いの方が来館された場合は1階受付にお声掛けください。

3. 駐車場について

○駐車場をご利用の場合は、駐車券を教室時にスタッフまでお渡しください。

認証器を通さないと有料となりますので、ご注意ください。

また駐車場は41台分のみですので、出来る限り公共交通機関、または自転車などでお越しください

4. 教室見学のご注意

①2階体操場は基本的に飲食禁止となっておりますが、教室の休憩中に水分補給ができるもの（水筒、ペットボトル等）をご用意ください。

②2階体操場での携帯電話のご使用はお控えください。

③ビデオや写真などの撮影は許可しておりますが、他のお子様写真が写りこまないようご配慮ください。

④当センター内は禁煙となっております。

5. その他

○教室をお休みされる場合は事前にご連絡ください。

（なるべく **メールシステム** をご利用いただきますようお願いいたします。）

○当センターではごみの分別を行っております。ごみをお出しになる場合は分別にご協力ください。

会 則

第1条（名称）

本クラブは、徳洲会体操クラブ（以下本クラブ）と称す。

第2条（所在地）

本クラブの所在地は、神奈川県鎌倉市梶原 560-5 徳洲会スポーツセンターかまくら ジムナスティックストレージセンターとする。

第3条（目的）

本クラブは、医療法人徳洲会が鎌倉市より深沢地域開発までの暫定利用で土地を賃借し、建設した上記センターを利用し、同法人と鎌倉市との市民開放に関する協定書に基づき、一般社団法人徳洲会の主催で以下を行う。

- ・ 施設の開放（1階体操場）
- ・ 自主事業（子ども体操教室・成人の健康づくり等）
- ・ 受託事業（鎌倉市が主催するスポーツ健康に関する事業）

以上、子どもから高齢者までを対象とし、施設の開放や体操教室等の開催により、地域住民の心身の健康維持・増進につとめるとともに、体操競技の普及、及び選手の育成を行う。

第4条（運営）

本クラブの管理・運営は一般社団法人徳洲会の管理の下、本クラブが行うものとする。

本クラブは毎年4月から翌年3月の1年間を基本とし、年間回数を定め教室等を開講する。

ただし、各月で教室実施回数が異なる場合がある。

第5条（会員の資格・条件）

本クラブの会員は以下の各号に該当する者とする。

- ① 本クラブ主催の教室等に参加できる心身の健康を有する方（心身に障がいがなく、健康に異常の無い方）*必要に応じて医師による健康証明書の提出を求められることがある。
- ② 本クラブの会員としてふさわしい品位と社会的信用のある方。
- ③ 本クラブの会則等の諸規程、施設利用規則を承認し、指導者の指示に従うことを承諾された方。

第6条（入会手続き）

本クラブの活動は、1年間を基本とし教室等を開講する。

入会を希望される方は、所定の入会申込用紙・健康申告書に必要事項を記載し、本クラブの承認を得た上、入会金・年間活動費（年間一括・又は分割）を本クラブに納入するものとする。*納入方法は別紙『活動費等納入諸規定』参照

第7条（会員登録）

- ① 本クラブ会員には、会員証（カード）を発行するものとする。入館時には常時表示するものとする。
- ② 施設は会員本人以外使用できないものとする。同様に会員証は記名された本人以外には使用及び譲渡できない。
- ③ 会員証を紛失した場合は、直ちに本クラブに再発行を申請し、再発行に際しては実費 1枚 210円（消費税込み）を徴収するものとする。
- ④ 本クラブを利用または教室参加する場合は、受付時に会員証を提示するものとする。

⑤ 会員は本施設の利用について本会則、掲示規則、指導員の指示に従って頂くものとする。

第8条（会員除名・資格の停止）

本クラブは、会員が次の項目に該当した場合、除名及び資格の停止を行うことができるものとする。

- ① 本会則、その他本施設が定める規則に違反した場合。
- ② 本会の名誉、もしくは信用を傷つけ、また秩序を乱した場合。
- ③ 年間活動費（分割支払いの場合）等の支払いを滞納し、期限を決めた勧告にも応じない場合。
- ④ 本クラブの施設等を故意に損壊した場合。
- ⑤ 第5条の（会員の資格・条件）に定める会員としての資格条件に欠けていることが明らかになった場合。

本クラブは、会員が次の項目に該当した場合、資格を停止することができるものとする。

- ① 年間活動費（分割支払いの場合）を3ヶ月以上滞納した場合。

第9条（資格喪失）

会員は退会、除名、死亡及び失踪宣言を受けた時、その資格を失うものとする。

第10条（更新）

本クラブは1年間（4月より翌年3月）を基本とし教室等を開講するため、次年度の教室等の参加希望者は、新規募集の前に会員優先更新期間をもうけ対応するものとする。また、更新料は4,000円とする。

第11条（休会・退会・コース変更）

- ① 退会は、月単位での扱いとし、当月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに諸規定に従って届出しなければならないものとする。当月10日を過ぎた場合は、本クラブの事務手続き上、月末退会はできないものとする。
- ② 電話等口頭での休会・退会・コース変更の申請は受け付けないものとする。
- ③ 本クラブが休会・退会・コース変更届を受領しない限り活動費支払い義務は発生するものとする。
- ④ 休会は1ヵ月以上教室に参加することが出来ない場合取得することが出来る。
- ⑤ 全会員は、年間を通し1ヶ月の休会を取得することが出来る。1ヶ月の内、休会した教室分の活動費を返金する。
- ⑥ 追加で休会を取得する場合は、教室1回あたりの休会費を1,000円とし、教室1回分の活動費から差し引いた金額を返金するものとする。
- ⑦ コース変更は年2回までとする（教室の空き状況により判断する）。
- ⑧ 眼病及び伝染疾患、内臓等、健康上支障が生じた場合は、休会を勧告することがある。

第12条（振替）

各教室の振替は一年を前期・後期に分け、前期で2回、後期で2回、計4回の振り替えを可能とする。
振り替え可能クラスは申込時に案内する。

第13条（施設の開鎖・教室の中止）

本クラブは、下記の場合諸施設の全部、又は一部を開鎖できるものとする。

- ① 天災地変等その他、やむを得ない理由により開館が不可能な時。
- ② 施設の補修、又は改修をする時。
- ③ 法令の制定、あるいは行政指導等による時。
- ④ 社会情勢等で運営上やむを得ない時。

これらの理由で中止された教室の振替は、行わないものとする。またその場合、会費返還・補償その他の請求をすることができないものとする。

第14条（施設利用）

本クラブは、徳洲会体操クラブメンバーが参加する体操競技の大会、講習会、特別行事、施設整備、改修等のため、施設の一部又は全部の利用を制限（休館を含む）することがある。この場合、回数を定め開催している教室については、振替日を定め教室を行う。この件については、会費、補償、その他何等かの請求、異議申し立てをすることができないものとする。

第15条（未成年者の入会・教室参加について）

未成年者が、入会し教室等に参加を希望する場合は、本人（保護者代筆可）とその親権者が連署した上、申込むものとする。この場合、親権者は自ら会員となった場合と同様に会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

第16条（諸規則の遵守）

会員等は、本クラブ諸施設利用について、本会則、各規則等を守って頂くものとする。また、掲示等の細則も同様に守って頂くものとする。

第17条（事故責任）

- ① 会員等は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調し、本クラブの施設を利用して頂くものとする。
- ② 本クラブは、会員等の施設利用中に際し、生じた傷害、盗難等の人的・物的事故については本クラブに故意、又は重過失が無い限り一切責任を負わないものとする。
- ③ 会員等が本クラブ館内で指導者による指導中に傷害を受けた時、その会員等が指導者の指示に従っており、なおかつ指導者側に重過失があった場合に限り、本クラブは損害賠償の責任を負うものとする。
- ④ 会員等は、本クラブの利用に際し、自己の責任に帰すべき理由により、本クラブ又は、第三者に対して損害を与えた場合は、賠償責任を負うものとする。

第18条（会員以外の施設利用）

本クラブは、必要と認めた場合、会員以外の方に施設の利用を認めることがあるものとする。

第19条（細則等）

本会則に定めていない事項、及び業務遂行上必要な事項は本クラブが定めるものとする。

第20条（会則等の改定）

本クラブは、本会則及び、細則等を改定、変更することができ、その効力は全ての会員に及ぶものとする。

第21条（附則）

本会則は平成20年4月1日より施行する。

平成21年4月1日改正

平成21年8月27日改正

平成22年6月3日改正

平成24年2月13日改正

平成25年3月21日改正

平成 27 年 12 月 28 日改訂

平成 30 年 4 月 1 日改訂

令和 3 年 4 月 1 日改定

個人情報取り扱いに関する規程

徳洲会体操クラブ（以下『本クラブ』）は、会員様の個人情報の重要性を深く認識し、会員様からご提供して頂いた個人情報を以下のように適切に取り扱い、その保護に努めます。内容をよくお読みの上、個人情報の取り扱いに関し、以下の事項をご了承の上、お手続きして頂きますようお願い致します。

① 個人情報とは

個人情報とは、氏名・生年月日・住所・電話番号・Eメールアドレス等により、特定の会員様を識別できる情報をいいます。

② 個人情報の収集

当クラブはサービスを提供するため、必要な範囲内で適法・適正な方法により会員様の個人情報を収集致します。

③ 個人情報の利用

会員様より頂いた情報は、諸連絡、広告等の目的で利用させていただきます。

④ 個人情報の管理

当クラブは、会員様から頂いた個人情報を、適切かつ慎重に管理し、漏洩、改ざん、紛失等がないよう適切な管理に努めます。

⑤ 個人情報の開示

当クラブは会員様から頂いた個人情報は、正当な理由がある場合を除き、ご本人の同意なく第三者に提供、開示致しません。但し、あらかじめ当クラブとの間で発生するデータ業務処理（保険会社等）に必要な情報を提供・委託させていただきます。尚、提供・委託先は業務上知りえた如何なる情報をも一切外部提供致しません。

⑥ 個人情報の削除・変更

当クラブは、頂いた個人情報に対して、ご本人様より情報の変更、削除のお申し出があった場合、ご本人様の意思を尊重し、合理的な範囲で必要な対応を致します。

【お問い合わせ】

個人情報のお問い合わせは、本クラブまでお願い致します。

【名称及び所在地】

名称：主催 一般社団法人 徳洲会
徳洲会体操クラブ

住所：神奈川県鎌倉市梶原560-5

平成27年12月28日改正

活動費等納入諸規程

第1条(入会金)

- ① 会員は教室参加・施設利用に関して、本クラブの定める入会金を所定の方法で納入するものとする。
なお、会員等の種類・金額・支払い期間および支払い方法については本クラブが定めるものとする。
- ② 入会金は保険・事務手数料にあてられるため、返還しないものとする。

第2条(活動費)

- ① 会員は、本クラブの定める活動費を所定の方法で納入するものとする。なお会員等の種類、金額、支払い期間、および支払い方法は本クラブの定めるものとする。

第3条(退会時の費用精算)

- ① 入会金・更新料は返還しないものとする。
- ② 活動費分割払いの方が退会する場合は、退会する月までの活動費を引き落とすものとする。
- ③ 活動費一括払いの方が退会する場合は、納入済みの年間活動費と退会月までの月数分の差額を月単位で清算し、退会手続き終了後に返還するものとする。
- ④ 退会の際は各月 10 日までに本クラブ受付に退会届を提出し、その月末を退会日とする。

第4条(費用等の変更)

原則として、活動費等の費用は1年間変更しないものとする。

ただし、やむを得ず変更が発生した場合、すでに納入した費用との差額を月単位で精算する。

第5条(休会・コース変更の費用精算)

- ① 休会・コース変更・会員種別変更の場合は、前月の10日までに本クラブに各届出書類を提出し、所定の手続きを行う。
- ② 休会する月の活動費は、返金(または引き落とし額を調整)する。
- ③ コース変更の際は、変更前の教室、および変更後の教室の活動費を算出し、差額を計算する。そして追加支払いが必要な場合は、変更後の教室参加までに納入するものとする(または引き落とし額を調整する)。
また、返金がある場合は窓口にて返金を行う(または引落とし額を調整する)。

平成 20 年 6 月 24 日改正

平成 22 年 2 月 19 日改正

平成 24 年 2 月 14 日改正

平成 25 年 3 月 21 日改正

平成 27 年 1 月 19 日改正

平成 27 年 12 月 28 日改訂

保険内容のご案内

傷害保険	賠償責任保険	共済見舞金
急激で偶然な外来の事故により被った傷害による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。(入院・通院 1 日目から補償します。) ＊日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒も対象となります。	他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害を補償します。	突然死(急性心不全、脳内出血などによる死亡)の際に見舞金を支払います。

①対象となる事故の範囲 …………… 日本国内での次の事故が対象となります。(学校管理下を除く。) A. 団体での活動中 被保険者の所属する「団体の管理下」における団体活動中の事故 B. 団体活動への往復中 所属する団体が指定する集合・解散場所と被保険者の住所との通常の経路往復中の事故 ＊自動車運転中の事故は、賠償責任保険の対象となりません。ただし、被保険者自身のケガは傷害保険の対象となります。 C. 団体管理下とは 「団体管理下」とは、団体の活動計画に基づき、指導監督者の指示に従って団体活動(単独での行動や練習などは含みません)を行っている間をいいます。具体的には、活動場所に集合してから、準備をし、活動を実施(その間の移動中や休憩中を含む)し、後始末をし、解散するまでの間です。また、合宿などの場合は、宿泊、旅行の全行程が対象となり、その間の休憩中なども含まれます。
--

★学校管理下の活動は補償の対象となりません。
 学校教育法に基づく幼稚園、小学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、特別支援学校及び児童福祉法に基づく保育所の団体にあっては保険金請求時に学校管理下でないことの学校長の証明書が必要となります。学校管理下か否は、学校長の判断によります。

②保険期間 2021 年 4 月 1 日午前 0 時より 2022 年 3 月 31 日午後 12 時まで

③加入区分・補償金額						
対象範囲	傷害保険金額				賠償責任保険支払限度額	突然死葬祭費用保険支払限度額
団体活動中とその往復中	死亡	後遺障害 (最高)	入院 (日額)	通院 (日額)	身体・財物賠償合算 1 事故 5 億円 ただし身体賠償は 1 人 1 億円	突然死 (急性心不全、 脳内出血など) 葬祭費用 180 万円
	2,000 万円		3,000 万円	4,000 円		

④補償内容(対象となる損害)		
傷害保険	賠償責任保険	突然死葬祭費用保険
被保険者が日本国内での団体活動中及び往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害(日射・熱射病及び細菌性・ウイルス性食中毒を含む)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。	被保険者が日本国内での団体の活動中及び往復中に、他人にケガをさせたり、他人のものを壊したことによって、法律上の損害賠償責任を負った場合	被保険者が日本国内での保険期間中の団体の活動中及び往復中により突然死した場合で、被保険者の親族が葬祭費用を負担したときに対象となります。突然死とは、急性心不全等の心・血管疾患や肺血栓塞栓症等の呼吸器疾患、脳内出血等の脳血管疾患等を死因とし、次のいずれかに該当する死亡をいいます。①団体の活動中及び往復中の死亡②団体の活動中及び往復中に顕著な体調変化が第三者により確認され、そのときから 24 時間以内の死亡(顕著な体調変化の時から 24 時間経過時点で延命または集中治療を行っていた場合での 180 日以内の死亡を含む)。ただしその顕著な体調変化に関係がある死亡に限る。

⑤主な免責事由(保険金をお支払いできない主な事由)

傷害保険

- (1)次のような事由により生じた傷害
 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転
 ③被保険者の脳疾患、疾病(心臓疾患を含む。)、心神喪失
 ④被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置
 ⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など
 ※条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為によるケガは除きます。
 (2)ムチ打症、腰痛などで、医学的他覚所見のないもの
 (3)学校、保育所の管理下の活動中に生じた傷害
 (ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた傷害に対しては支払われます。)
 (4)山岳登山などの危険度の高いスポーツを実施している間に生じた傷害
 (5)団体活動中以外及び往復中以外での日射・熱射病及び細菌性・ウィルス性食中毒
 (6)次のものは傷害には含まれず、保険金が支払われません。
 ○急性心不全、脳内出血などの突然死(共済見舞金の対象となります)
 ○野球肩、テニス肘、疲労骨折、間接ねずみ、タナ傷害、オスグット病、椎間板ヘルニア、靴ずれ、その他急激・偶然・外来の要件を満たさないスポーツ特有の傷害
 ○成長痛、加齢に伴うもの(変形性膝関節症、変形性腰椎症など)など
 (7)日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故 など

賠償責任保険

- (1)法律上の賠償責任が発生しない場合には本保険の対象とはなりません。
 ※スポーツには一定のルールがありますが、スポーツそのものが多少の危険を伴っているだけに、たとえこれらのルールを守ってプレーをしていても、いわば必然的に起こってしまう事故もあります。このような事故の場合は、法律上の賠償責任はないものと考えられます。なお、スポーツ以外の活動についても同様です。
 (2)次のような事由に起因する賠償責任
 ①被保険者の故意
 ②被保険者又は被保険者の指図による暴行・殴打
 ③地震、噴火、洪水、津波などの天災。戦争、変乱、暴動、そうじょう、労働争議など
 ④自動車・航空機(グライダーを含む)・船舶(人力又は風力を原動力とするものを除く。)の所有、使用又は管理、狩猟
 (3)被保険者と同居する親族に対する賠償責任
 (4)団体又は被保険者の所有、使用若しくは管理する財物の損壊についてその財物につき正当な権利を有するものに対して負担する賠償責任(ただし、団体活動中に練習・合宿などで一時的に使用又は管理する宿泊設備・体育施設をこわした場合は支払われます。)
 (5)被保険者の占有を離れた飲食物又は被保険者の占有を離れ施設外にあるその他の財物に起因する賠償責任
 (6)学校又は保育所の管理下において行う団体活動の遂行に起因する賠償責任
 (7)山岳登山などの危険度の高いスポーツ活動に起因する賠償責任
 (8)被保険者が、団体活動を行い、又は指導することを職務とする場合、その職務遂行に直接起因する賠償責任(ただし、被保険者が他人に使用されて団体活動を行い、又は指導している場合を除く。)
 (9)被保険者が公務員(ただし、体育指導委員などの非常勤で団体活動を指導する者を除く。)として職務上遂行した業務に起因する賠償責任
 (10)日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故 など

突然死葬祭費用保険

- (1)次のような事由により生じた突然死
 ①被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失
 ②被保険者の自殺行為、犯罪行為、無資格運転、酒酔い運転
 ③被保険者の心神喪失
 ④被保険者の妊娠、出産、流産、外科的手術その他の医療処置
 ⑤地震、噴火、津波、戦争その他の変乱、放射能汚染など
 (2)学校、保育所の管理下の活動中に生じた突然死
 (ただし、大学、専修学校、各種学校の学生、生徒が行うクラブ活動中に生じた突然死に対しては支払われます。)
 (3)日本国外での事故及び保険期間外に発生した事故
 (4)傷害保険の死亡保険金として支払い対象となる死亡
 (5)生前購入された墓地。墓石、仏壇等、被保険者が死亡する前に負担された費用

など

徳洲会かまくら体操クラブ メールシステムについて

徳洲会かまくら体操クラブのメールシステムについてご案内いたします。

教室の欠席連絡、あるいは各種お問い合わせについてメールでも受付いたします。

※（電話でも可）

下記の詳細をご確認頂き、メールシステムをご利用いただきますようお願い致します。

メールアドレス

『 **kamakura-gymc@tokushukai.jp** 』



〈メールでの受付〉

①欠席、遅刻のご連絡（参加教室の開始時間前までにご連絡下さい）

※当方より返信は致しません。

②教室の空き状況確認

なお、コース変更や休会・退会、活動費の支払い変更などについてのご相談やお手続きにつきまは、直接ご来館いただきますようお願い致します。

また、②について、**返信に時間がかかる場合がございます。お急ぎの場合はお電話にてお問い合わせ下さい。**

ご不明な点がございましたら受付、もしくはスタッフまでお願いいたします。

以上

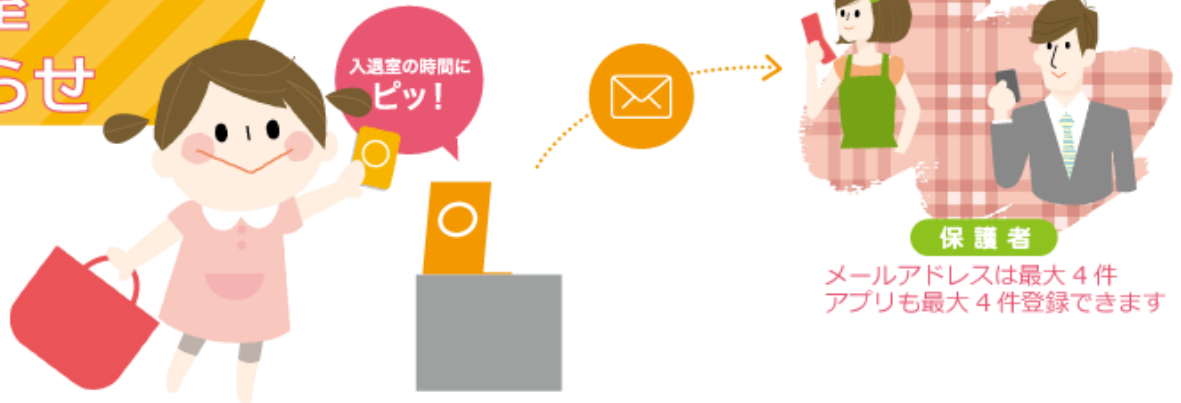
安心でんしよばと

サービスのご案内



お子さんが安心して塾や学童クラブ、習い事に通えること、保護者が安心して通わせられること…今、こうした教室にも「安心」が求められています。もっとも大事なのは、教室と保護者が連携して「安心」の施策を実施することではないでしょうか。この教室と保護者の連携の礎になるシステムとして注目され、導入されているのが、「入退室お知らせ・メッセージ配信サービス」です。「入退室お知らせ」は、児童が入室・退室した時刻を保護者にメールやアプリのプッシュ通知にリアルタイムに配信するサービス、「メッセージ」は、教室からのお知らせを保護者のメールやアプリのプッシュ通知で一斉配信するシステムです。『安心でんしよばと』は「入退室お知らせ」と「メッセージ」を統合したサービスです。

入退室 お知らせ



お子さんが入室・退室した時刻をメールやアプリのプッシュ通知でお知らせします。

メッセージ



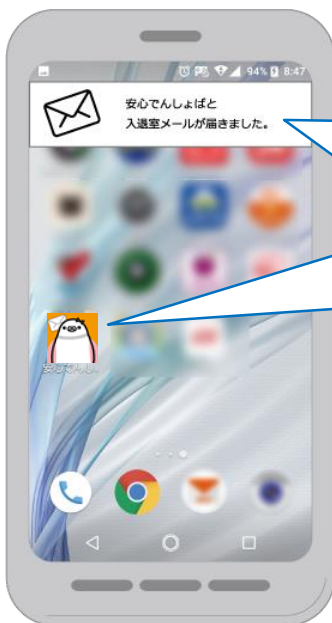
教室からのお知らせやアンケートを配信します。

情報は「マイページ」で簡単管理



「安心でんしよばと」にメールアドレスやアプリを登録すると保護者専用の「マイページ」が利用できるようになります。入退室の時間の確認、メッセージの受信確認だけでなく、メールアドレスやアプリの追加登録や削除、兄弟の追加などマイページを使って様々な設定が可能です。

「アプリ」利用でさらに便利に！



プッシュ通知イメージ



安心でんしよばと
入退室メールが届きました。



アプリアイコン

メールアドレスだけでなく、専用のプッシュ通知型アプリでも「安心でんしよばと」をご利用いただけます。アプリをご利用いただくとプッシュ通知でより迅速に情報が配信されます。

他のサービスにはない高い安定性

「安心でんしよばと」は、都内の公立小学校での採択・利用を前提にシステム開発を行いました。公教育での採用・利用にあたり、システムの安定性や安全性は厳しくチェック・管理されています。

サーバは、セコムトラストシステムズ株式会社が管理・運営するセキュアデータセンター®に設置されています。24時間365日体制の有人監視や不正侵入検知機能など、最高水準のセキュリティを誇る信頼のデータセンターです。

また、サーバとの通信時には、SSL暗号化通信を利用しているため、安心してご利用いただけます。



高い安定性を持つ「安心でんしよばと」は、2011.3.11の東日本大震災時においても、平常時と同様にシステムは稼動し、お子様の状況を保護者へ配信することができ、製品名どおり「安心」をお届けしました。



S区 Yさん

最近のニュースで登下校中に交通事故があったので、開封後安心してしています。



S区 Nさん

3月11日の地震の日に子供が帰っていなかったが、状況がわかって大変助かった。